

ID: 122

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農村活性化交流センター条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第109号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、前条第1項の規定による使用料について、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を免除することができる。 (1) 市が主催し、共催し、又は後援して行う会議等に使用するとき 市長の定める額の免除 (2) その他特に市長が必要と認めたとき 市長の定める額の免除 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日